# 令和5年度 川崎市高等学校奨学生【学年資金】募集要項

# 1 目的

高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)及び専修学校の高等課程を含む。)に在学する生徒で、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な方に奨学金を支給します。

## 2 申請基準

- (1) 令和5年6月1日時点において、川崎市内に住所を有する高校生であること。
- (2) 学業成績について、令和4年度の全履修科目の評定結果の平均値が、5段階評価で3.5以上であり、在学する高等学校長からの推薦が受けられること。
  - ※平均値は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までの値とする。
- (3) 令和4年1年間における世帯の合計所得金額が、基準額以内であること。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
合計所得金額	約 239 万円	約 293 万円	約 337 万円	約 388 万円	約 427 万円	約 471 万円
(総収入)	約 366 万円	約 434 万円	約 489 万円	約 553 万円	約 602 万円	約 657 万円

- ア 世帯の年齢構成などにより基準額に相違があります。上記の表は目安としてください。
- イ 「合計所得金額」は、給与所得の方は給与所得控除後の金額が、事業所得の方は総収入から必要経費を差し引いた後の金額が、基本となります。
- ウ 具体的には、市民税の「非課税証明書」や「課税額証明書」の「合計所得金額(※給与所得又は公的年金等の所得がある場合は、給与所得と公的年金等の所得の合計額から10万円を控除し算出します。)」であり、世帯に収入のある方が複数いる場合は、それぞれの所得を合算した額となります。
- 川崎市高等学校奨学金【学年資金】申請基準(抜粋)

基準額は、平成30年4月1日を基準日として、生活保護法による保護の基準の規定に従い、次の 算式により算出した額とする。「第1類基準額+第2類基準額(冬季加算及び期末一時扶助を含む。) +教育扶助+住宅扶助+生業扶助(高等学校等就学費のうち基本額、学級費等及び学習支援費)」

# 3 奨学金【学年資金】の概要

(1) 支給額

	国公立			私立		
		(月額)	(加給年額)		(月額)	(加給年額)
第1学年	36, 000 円	3,000円		60,000円	5,000円	
第2学年	61,000円	3,000円	25,000 円	85,000円	5,000円	25,000円
第3学年	46,000円	3,000円	10,000 円	70,000 円	5,000円	10,000円

- ※定時制高等学校の第4学年は、それぞれの区分の第1学年との同額を支給します。
- ※高等専門学校については、第3学年までが対象となります。
- (2) 支給期間 1年間(令和5年4月から令和6年3月まで)
- (3) 支給時期 4月分から9月分を8月に、10月分から翌年3月分を2月に支給します(加給年額は2月に支給)。※2月分の受給については、高等学校に令和6年1月1日時点で在学していることを要します。
- (4) 支給方法 本人又は保護者名義の金融機関口座へ振込みます。
- (5) その他 川崎市高等学校奨学金は、他の奨学金との併給を制限しておりません。

#### 4 学校への提出書類

- (1) 奨学資金支給申請書・推薦書【学年資金用】(学校から取り寄せてください。)
- (2) 住民票の写し(申請者本人が記載されているもの)
  - ※川崎市外の寮に入っている方も、川崎市に住民登録があれば申請できます。また、川崎市 に居住しているものの事情により川崎市に住民登録がない方は、下記問い合わせ先に御相 談ください。
- (3) 生活保護世帯の場合は、**被保護証明書**(世帯全員が記載され、3 か月以内に発行されたもの。 写しも可)
- (4) 児童養護施設や里親に委託されている場合は、在籍証明書や児童委託証明書(写しも可)
- (5)(3)、(4)以外の方は、**令和5年度市民税・県民税(個人)の課税額証明書、非課税証明書、 所得証明書又は免除証明書等、<u>合計所得金額の記載のある各種証明書</u>(写しも可)** 
  - ※「確定申告書の控え」、「源泉徴収票」、「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」、「市町村民税・ 県民税税額決定・納税通知書」は、**受け付けることができません**ので、御注意ください。
  - ア 各種証明書は、市税事務所、区役所(支所)市税証明書発行コーナー、出張所及び行政サービスコーナーで発行するものです。確定申告ができていない等、合計所得金額が確認できない証明書は、再度提出を求める場合があります。合計所得金額の記載があるかどうかは、市税事務所窓口にて確認することができます。
  - イ 世帯人員の中で、18歳以上の全員の証明書が必要です(高校生、大学生等を除く。)。
  - ウ 無職の方や、扶養に入られている方でも、証明書が必要です(合計所得金額は「\*\*\*」 等で表示されているものでも構いません。)。ただし、配偶者控除を受けられていて、その状 況が証明書に記載されている場合は、控除されている配偶者の分の所得証明書は不要です。 ※「配偶者特別控除」は、上記に該当しませんので、配偶者分の所得証明書が必要です。
- (6) その他
  - ア 提出いただいた書類は、原則として返却いたしません。
  - イ 提出いただいた書類に記載された内容については、川崎市高等学校奨学金事務にのみ使用 し、プライバシーには十分配慮して取り扱います。
  - ウ <u>やむを得ない事情により、(5)の証明書の提出が期限に間に合わない場合は、先に(1)の奨学資金支給申請書・推薦書を期限内に提出し、その後速やかに(5)の証明書を提出してくだ</u>さい。
    - ※(5)の提出が大きく遅れますと、審査できず奨学生として採用できない場合があります。

#### 5 受付期間・提出先

- (1) 在学している高等学校経由で申請していただきます。**各高等学校の指定する期間内**に、上記書類を学校に提出してください。なお、**各高等学校から川崎市教育委員会へ**の提出期間は、令和5年6月15日(木)から6月22日(木)まで(消印有効)となっております。
- (2) 受付期間経過後に、世帯の生計を主として維持する者等が亡くなった場合、震災、風水害、火災その他これらに類する災害を被った場合は、令和6年2月末まで書類を受け付けます。

### 6 調査結果の通知

教育委員会が定めた採用基準に達しているかどうか、提出された書類により教育委員会で調査を行い、結果については、令和5年7月下旬から8月上旬頃に申請者の自宅へ郵送する予定です。

#### 7 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル3階 川崎市教育委員会事務局総務部学事課 電話 044-200-3267

川崎市高等学校奨学金は、返還の必要のない給付型の奨学金です。